

山梨県公共事業評価委員会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山梨県公共事業評価実施要綱（以下「要綱」という。）第6条第2項に規定する「山梨県公共事業評価委員会」（以下「評価委員会」という。）の組織、運営に関する事項を定める。

(所掌事務)

第2条 評価委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 県が提出した対象事業にかかる対応方針について審議を行い、知事に意見の具申を行うこと。
- (2) 県の求めに応じ、事業の評価方法に関して審議し、必要な助言を行うこと。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、公共事業を効果的、効率的に推進するために必要と認められる事項に関すること。

(委員及び組織)

第3条 委員は、公平な立場にある者のうち、県民生活、産業経済に関する知識や経験を有する者から一般委員を、公共事業に関する専門的な知識と技能を有する者から専門委員を知事が委嘱する。

- 2 評価委員会の定数は、12人以内とする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。
- 5 評価委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 6 委員長は委員の互選によりこれを定め、会務を総理する。
- 7 副委員長は、委員長が指名し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 8 第2条第2号及び第3号に掲げる事務を行うため、必要に応じ、評価委員会に小委員会を設置することができる。なお、小委員会の組織、運営に関する事項は、別に定める。

(運営)

第4条 評価委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 評価委員会は、委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 評価委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 評価委員会の会議は、公開する。この場合において委員長は、傍聴人の数を制限することができる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、前項の規定に拘わらず出席委員全部の同意を

得てその全部又は一部を非公開とすることができる。

（意見の聴取）

第5条 評価委員会は、調査検討するため、必要があると認めるときは、当該事項に関し見識のある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（議事録等の公表）

第6条 評価委員会の議事録及び意見書は、公表するものとする。

（庶務）

第7条 評価委員会の庶務は、県土整備部県土整備総務課において処理する。

（その他）

第8条 市町村等が事業主体である事業の評価について、市町村長等の依頼がある場合には、評価委員会で審議することができる。

（委任）

第9条 この要領に定めるもののほか、評価委員会の運営および審議方法に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年6月11日から施行する。